別紙２

下線部は「特にお願いする事項」

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第5波の終息に向け
県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域　：　愛知県全域

実施期間　：　2021年 8月8日（日）～8月31日（火）

全般的な方針

○国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

○特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します（「別図1」の市町村）。

Ⅰ．県民の皆様へのお願い

①　不要不急の行動の自粛

○感染力の強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、生活に必要な場合（※）を除き、日中も含め、外出の自粛をお願いします。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

○特に、措置区域は20時（措置区域以外は21時）以降の不要不急の外出は控えてください。

○外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。

○措置区域は20時（措置区域以外は21時）以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

○外出する必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底

されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛してください。

○ **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛してください。**

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

○ **変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。**

○特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は自粛してください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。

○ これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

○ **「感染しない、感染させない」を徹底してください。**

○ **飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合は回避してください。少人数・短時間でも「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、絶対にやめていただくようお願いします。**

○ **どうしても会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守した「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用してください。**

○ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。

○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。

○ 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。

○ 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

Ⅱ．事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

ア 営業時間短縮等の要請

○ 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

＜措置区域（法第31条の6第1項に基づく要請）＞

・要請期間　8月8日（日）から8月31日（火）までの24日間

・対象店舗　飲食店等

・営業時間　5時から20時まで（酒類の提供を行わないこと）

・感染防止対策

（1）　従業員への検査勧奨

（2）　入場者の感染防止のための整理・誘導

（3）　発熱その他の症状のある者の入場の禁止

（4）　手指の消毒設備の設置

（5）　事業を行う場所の消毒

（6）　入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知

（7）　正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）

（8）　施設の換気

（9）　アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

＜措置区域以外（法第24条第9項に基づく協力要請）＞

・要請期間　8月8日（日）から8月31日（火）までの24日間

・対象店舗　飲食店等

・営業時間　5時から21時まで

酒類の提供は、「一定の要件」(※)を満たした場合に限り可とし、21時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

（※）「一定の要件」は9ページ参照。

・感染防止対策　措置区域と同じ

イ　カラオケ設備の利用自粛

○ 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合は、当該設備の利用自粛をお願いします。なお、カラオケボックスは利用自粛の対象外です。

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

○「別表2－1」及び「別表2－2」に定める施設に対し、次のとおり要請及び働きかけを行います。

＜措置区域（法第24条第9項に基づく協力要請等）＞

・期間　8月8日（日）から8月31日（火）までの24日間

・内容　「別表2－1」のとおり。また、入場整理等、飲食店等と同様の感染防止対策をお願いします。特に、施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

＜措置区域以外（特措法によらない働きかけ）＞

・期間　8月8日（日）から8月31日（火）までの24日間

・内容　「別表2－2」のとおり。その他は措置区域と同じ。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

○飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

○利用者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します

○事業の継続に必要な場合を除き、措置区域は20時（措置区域以外は21時）以降の勤務を抑制するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑩ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

⑪ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いしま

す。

○夏休みやお盆の期間中、感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）とその他の地域との往来を含め、都道府県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省などは、家族や友人等とも慎重に相談し、原則中止（行かない・呼ばない）・延期の選択をお願いします。

○どうしても都道府県を移動する必要が生じた場合には、行先では感染しない、広げない対策を徹底し事前のPCR検査も活用してください。

⑫ 学校等での対応

○学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。

○修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

⑬ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の東京都・首都圏を始めとする開催地域への移動の自粛を強くお願いします。
やむを得ず移動する場合は、目的地との直行・直帰をお願いします。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の応援は、家族など普段から会う人と自宅でテレビ観戦して行い、パブリックビューイングを始め、職場や学校、飲食店等で多くの人が集まっての観戦イベントについては、やめていただくようお願いします。

Ⅳ. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持

に全力をあげます。

○**国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。**

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

○再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等（モニタリング検査）の円滑な実施に努めます。

○感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

○⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。

○**愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。**

○**飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。**

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1　重点措置を講じるべき区域（措置区域）

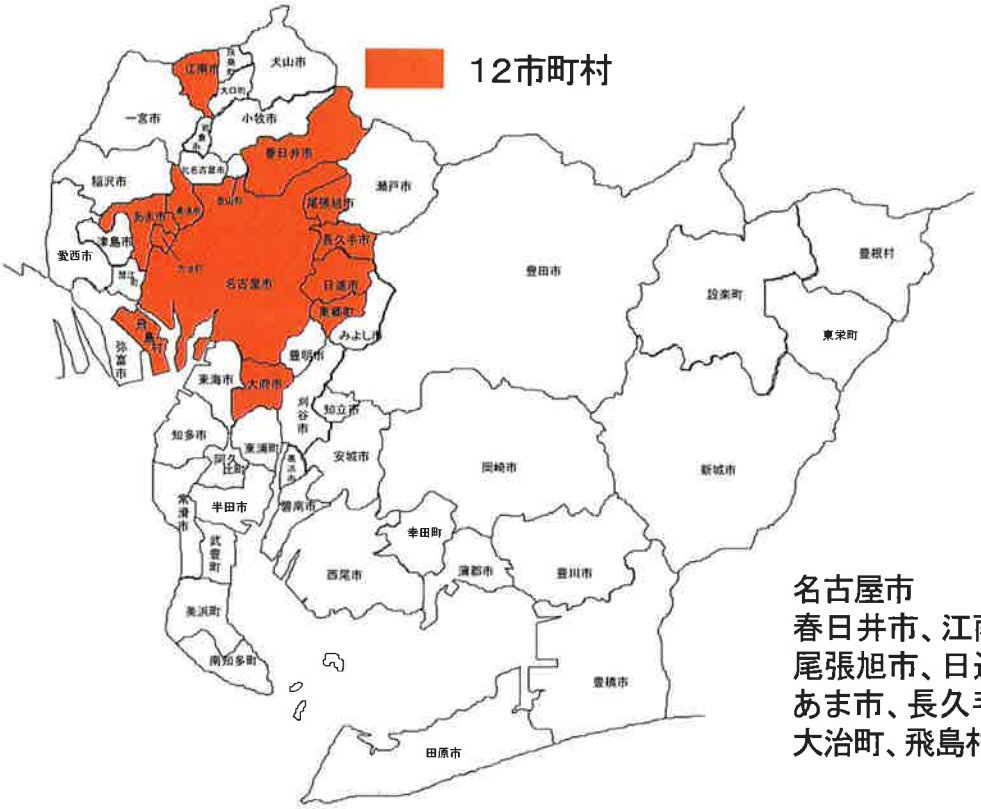

名古屋市
春日井市、江南市、大府市、
尾張旭市、日進市、清須市、
あま市、長久手市、東郷町、
大治町、飛島村

別図2　感染リスクが高まる「5つの場面」

別表1　営業時間短縮等を要請する施設

＜措置区域（法第 31 条の6第1項に基づく要請）＞

施設の種類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋、バー（接待や遊興を伴わないもの）を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	・営業時間短縮（5時～20 時） ・酒類の提供は行わないこと
遊興施設等 （※1）	バー（接待や遊興を伴うもの）、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

＜措置区域以外（法第 24 条第9項に基づく協力要請）＞

施設の種類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋、バー（接待や遊興を伴わないもの）を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	・営業時間短縮（5時～21 時） ・酒類の提供は、「一定の要件」（※2）を満たした場合に限り可とし、21 時に閉店できるよう時間的余裕をもってオーダーストップ
遊興施設等 （※1）	バー（接待や遊興を伴うもの）、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

（※1）遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

（※2）一定の要件

酒類提供を行う日までに、「対策項目チェックリスト」（県 Web ページ掲載）に基づき、以下の5項目の対策を全て実施してください。

1　アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保
2　手指消毒の徹底
3　食事中以外のマスク着用の推奨
4　換気の徹底
5　入店制限（同一グループの入店は、原則4人以内）

（注1）　協力金の申請の際には、対策項目チェックリストの写しを添付してください。（「あいスタ認証店」は除く。）

（注2）　県の調査員による見回りの際は、リストを提示してください。（県が実施した10項目調査（4～7 月）で対策実施済みであることを確認した店舗及び「あいスタ認証店」（申請中を含む。）を除く。）

別表２－１　飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容（措置区域）

		要請内容
第４号	劇場、観覧場、映画館、演芸場　など	イベントの開催制限の遵守（別表４） 5時から21時までの営業時間短縮要請 ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※２：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※３：イベント開催以外の場合は、 1000平米超　：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※４：映画館については、 1000平米超　：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第５号	集会場、公会堂　など	
第６号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール　など	
第８号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第９号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守（別表４） 1000平米超　：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※２：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※３：イベント開催の場合は5時から21時までの営業時間短縮を要請
第１０号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）の自粛

※左欄の各号は、施行令第１１条第１項各号を示す。

		要請内容
第９号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター　など	1000平米超　：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第１１号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場　など	
第１２号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業　など	
第７号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第１～３号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第５号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第１０号	図書館	入場整理の働きかけ
第１１号	ネットカフェ、マンガ喫茶　など	入場整理等の働きかけ
第１２号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第１３号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）の自粛

※ 左欄の各号は、施行令第１１条第１項各号を示す。

別表２－２　飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容（措置区域以外）

		要請内容
第４号	劇場、観覧場、映画館、演芸場　など	イベントの開催制限の遵守（別表４） 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※２：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※３：イベント開催以外の場合も、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※４：映画館についても、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第５号	集会場、公会堂　など	
第６号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール　など	
第８号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第９号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守（別表４） 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※２：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※３：イベント開催の場合も5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第１０号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は９ページ参照）。
※左欄の各号は、施行令第１１条第１項各号を示す。

		要請内容
第９号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター　など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※１：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第１１号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場　など	
第１２号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業　など	
第７号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第１～３号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第５号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第１０号	図書館	入場整理の働きかけ
第１１号	ネットカフェ、マンガ喫茶　など	入場整理等の働きかけ
第１２号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第１３号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は９ページ参照）。
※ 左欄の各号は、施行令第１１条第１項各号を示す。

別表3

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

Ⅰ．【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

Ⅱ．【人数】１グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

Ⅲ．【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安１～２ｍ）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

Ⅳ．【大声】店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

Ⅴ．【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表4　イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

○ 収容定員

	大声なし	大声あり
5,000人以下	収容定員100%以内	収容定員50%以内（注）
5,000人超～10,000人	5,000人以下	
10,000人超		5,000人以下

（注）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

○ 営業時間短縮

21時まで

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

別紙

イベント開催時の必要な感染防止策①

（１）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
（２）基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ＊大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） ＊大音量のＢＧＭは大声での会話を誘発する可能性があるので、ＢＧＭの音量を上げすぎないよう留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（１時間に２回以上、１回に５分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・乾燥する場面では湿度４０％以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

（２）基本的な感染防止等（続き）		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のＱＲコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
（３）イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表5　新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

①　新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」（コールセンター）	052-954-7453	午前9時～午後5時（土・日・祝日を含む毎日）	
愛知県感染防止対策協力金専用（飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠）コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時（土、日、祝日を含む毎日）	愛知県感染防止対策協力金（飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠）に関すること
愛知県感染防止対策協力金専用（大規模施設等営業時間短縮要請枠）コールセンター	0120-263-225（フリーダイヤル）	午前9時～午後5時（土、日、祝日を含む毎日）	愛知県感染防止対策協力金（大規模施設等営業時間短縮要請枠）に関すること
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476（フリーダイヤル）	午前9時～午後5時（土、日、祝日を含む毎日）	愛知県中小企業者等応援金に関すること
飲食店感染防止対策コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時（土、日、祝日を含む毎日）	飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談

②　新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770（フリーダイヤル）	午前9時～午後9時（土日・祝日も実施）	

③　中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
（公財）あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④　児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
（公社）愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤　学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
義務教育課　教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課　教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課　指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課　振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
診療・検査医療機関（公表の了承の得られた医療機関）	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf		

受診・相談センター

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間（午前8時45分～午後5時）	一宮市
	052-856-0315	夜間（午後5時～翌午前8時45分）	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2198		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口（健康相談）

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 （土・日・祝日を含む毎日）	

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容等）
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日　午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日　午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日　午前9時～午後5時15分	